札幌市立新琴似中学校

学校いじめ防止基本方針

令和３年４月

未来をつくる生徒の無限の可能性をめざして

健康明朗で、豊かな情操を養う
自主自律の精神と強靭な実行力を養う
真理を求め、正義を愛し、豊かな知性を養う

目次

はじめに

1　いじめの問題に対する基本的な考え方

1）基本姿勢

2）いじめとは

3）いじめの克服のための本校の構え

2　本校生徒の実態

3　校内体制【いじめ対策委員会】

1）本会の役割

2）校内組織（指揮系統）

3）留意事項

4　いじめの未然防止

1）生徒に対して

2）学校全体として

3）保護者・地域に対して

5　いじめの早期発見

1）校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

2）共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

3）アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する手段】

4）教職員のいじめ認知へのハードルを下げる

6　いじめへの早期対応

1）情報のキャッチ

2）指導部・管理職への報告

3）対応体制の確立

4）確実な事実関係の把握

5）対応方針の決定

6）確かな初動対応

7）被害者とその保護者に対して

8）加害者とその保護者に対して

9）観衆や傍観者に対して

１０）PTA や保護者・地域との連携

１１）他機関との連携について

１２）いじめの解消

7　いじめの再発防止

8　重大事態への対処

1）重大事態とは

2）重大事態発生時の対応

9　いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

はじめに

ここに定める「札幌市立新琴似中学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1　いじめの問題に対する基本的な考え方

1）基本姿勢

「いじめを、させない・見逃さない・許さない」

という基本方針で毅然と対応する。

「いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為である」とともに、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にでも起こり得る」という基本認識に立ち、全ての生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。

2）いじめとは

「札幌市立新琴似中学校の生徒が、本校に在籍している等の一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3）いじめ克服のための本校の構え

【本校の５つの構え】

①「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を大原則とする

②「いじめ」の訴えには、「いじめがあった」という前提で対応する。

※いじめであったかどうかの最終的な判断は、解決後に改めて検証する。

③生徒の訴えや保護者の相談に真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応する。

④悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは明らかであり、いじめの始動といじめられた側の気持ちへの寄り添いを基本とする。

⑤一部の教職員の問題とせず、学校全体で組織的な対応を行う。

（特に担任が一人で抱え込むことのないように組織的な対応を行う）

２　本校の生徒の実態

・新琴似小学校、新琴似南小学校、新琴似北小学校の３校から入学してくる生徒が多い。転入生は多くなく小学校からの人間関係が継続され、固定した人間関係がいじめを引き起こす要因となる可能性がある。

・祖父母が本校卒業という家庭もあり、古くからこの地域に居住している家庭がある一方、転勤などで新たに転居してきた家庭も多い。

・基本的には素直で真面目な生徒が多い反面、主体的に行動することに苦手な意識をもっている生徒が数多く存在する。周りへの関心が薄い生徒も多くいる。

・コミュニケーション能力に課題を抱える生徒が多く存在し、自分の思いを伝えたり相手の考えを汲み取ることに苦手意識をもっている生徒が多い。

・いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う割合がやや少ない

３　校内体制【いじめ対策委員会】

１）本会の役割

①いじめの防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくるために、そのための具体的な手法について検討し、教職員及び生徒に周知する。

②いじめの早期発見・いじめへの対処

生徒からの相談や通報を受ける窓口となり、いじめや問題行動に関わる情報を集約し、全教職員で共有を図る。

また、いじめの把握やいじめの疑いがあった時は、アンケート調査や聴き取り調査から事実関係を把握し、いじめであるかどうかの判断をする。

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

いじめの防止等の年間計画などに基づき、いじめ防止等の対応の実行、検証および修正を行う。

④組織の周知

校内外に抑止的立場としての「いじめ対策委員会」の存在および活動内容について、具体的に説明する。いじめの早期発見のために、いじめられた生徒を徹底して守り、事案の迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、生徒から認識されるようにする。

２）校内組織（指揮系統）

いじめ対策委員会メンバー

◎生徒指導部長　〇教務主任　・各学年主任　・該当学級担任　・７組代表
・学校長　・教頭　・各学年生活指導係　・養護教諭　・スクールカウンセラー
上記に加え、必要に応じて相談支援パートナー、関係機関とも連携していく。

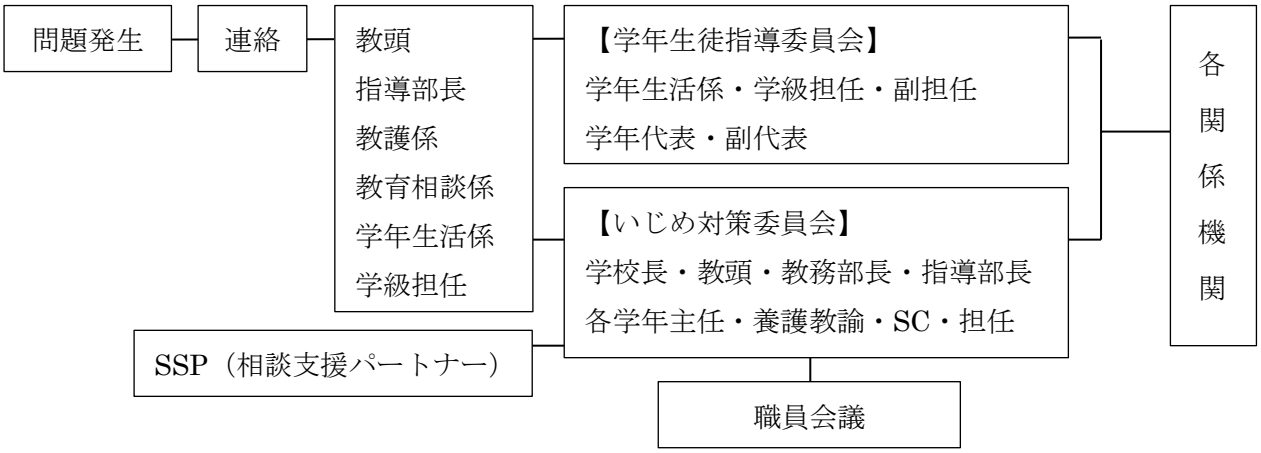

３）留意事項

① 運営は指導部が中心に行い、記録・保存するとともに、その内容を全職員に報告する。
② 該当生徒への事情聴取や指導は、基本的に学級担任（副担任）が行う。
③ 朝の職員打合せにて事故の経過、対処報告を行い、重要問題については職員会議にかける。
④ 警察をはじめ、各関係機関への連絡・連携は、学校長の指示のもと教頭が窓口となって行う。
⑤ 指導にあたっては、生徒の心の理解に重点をおき、保護者に対しても責任の追及だけでなく、同じ立場、同じ気持ちで対処する（苦労をともにする姿勢）。
⑥ スクールカウンセラーや相談支援パートナーとも適宜連携を取り、問題の解決に向け助言をもらう。
⑦ 委員会の存在を生徒・保護者に向けて学校 HP や学校だより、学年 PTA などの際に周知する。生徒へも同じように周知する。

３　いじめの未然防止

１）生徒に対して

①一人一人が自分の居場所を見つけ、安心して学校生活をおくることができる学級・学年経営

集団の中で一人一人が役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや、温かい人間関係の中で互いを認め合うことのできる集団作りの取組を行う。「特別の教科　道徳」や学級活動、総合的な学習の時間などを通じ、コミュニケーション能力の向上を目指し、言葉による問題解決が可能になる集団を形成していく。

②「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成

日常生活への規範意識の高さと同様に、いじめにも目を向けさせる。**「いじめは絶対に許されない行為である」こと「卑怯で恥ずべき行為」であることを認識させる**ために、道徳科の授業や学級活動、各教科の学習や学校行事を充実させる。

③「分かる授業づくり」、学習の基礎基本の定着

一人一人の生徒が授業での達成感や成就感を味わうことにより、生活が安定し、同時に心の安定にもつながると考える。ASSESS のデータ分析からも、学習と人間関係の相関がみられることから、学習へに対しての自己有用感を味わえるような授業づくりを行っていく。

④「生命」や「人権」を大切にする指導

道徳教育の充実を図るとともに学校教育全体を通して、「命の大切さ」を実感できる道徳教育の推進を行う。また、「特別の教科　道徳」を通じ、「自己を見つめ、多面的・多角的に物事を考える」活動を経験する中で、様々な立場から物事を考えることができる生徒を育てる。

⑤「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成

ネットトラブルからいじめに発生する事案が多発している。生徒のみならず、保護者にもネットモラルについて研修する機会を設定していく。また、積極的に外部の人材を活用していく。

⑥教師と生徒の密なコミュニケーション

学期毎の教育相談の時間を中心に、日常的に生徒の様子を観察し、変容をとらえる努力を怠らない。校内いじめアンケートの実施や ASSESS を用いた客観的な情報収集を行い、生徒の内面を分析しながら、関わっていく共感的な姿勢での相談を行う。

⑦特に配慮が必要な生徒についてのいじめ防止

下記のア）～エ）の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア）発達障害を含む、障害がある生徒

イ）海外から帰国した生徒や、外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒
ウ）性同一性障害や、性的思考、性自認に係る生徒
エ）震災などにより被災した生徒又は原発事故により避難している生徒

２）学校全体として

①いじめに取り組む姿勢の明確化と公表

・「いじめに対して学校はどう取り組むのか」という方針の明確にし、生徒・保護者への説明を実施する。
・全職員で方針の共通理解を図る。
・情報が確実に把握できる体制の整備に努める。

②全職員の危機意識の向上

・アンテナを高く張り、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員
・高い人権感覚を身に付けた職員
・ゲートキーパーとしての素養の向上に努める職員

③気になることを見逃さず、お互いに伝えあう職員集団

・日常的に情報交流（コミュニケーション）を行う。
・担任のみならず、学年を中心に複数職員での把握、指導を行う。
・気になることへの迅速な情報共有を図る。

３）保護者・地域に対して

① 必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りを実施する。
② 情報交流や意見交流の場を設けることにより連携を強化する。
③ いじめに関する電話相談窓口の周知を図る。

〇いじめ電話相談（少年相談室）　（24 時間）　0120-127-830
〇全国統一の教育相談ダイヤル　（24 時間）　0570-078-310（ナビダイヤル）
〇いのちの電話　011-231-4343（24 時間）　0570-783-556（ナビダイヤル）
〇子どもアシストセンター　0120-66-3783（子ども専用電話）

４　いじめの早期発見

１）校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

・小さないじめのサインを見逃さないために情報交流を図る。
　授業での様子、移動教室の様子、廊下での様子、生徒同士の会話から聞こえてくる情報にアンテナを張る。

・SC や相談支援 P と必要な情報を交換する。

・全職員（事務職員や用務員も含め）で情報を把握（休み時間の様子）する。

２）共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

・休み時間毎の教室前巡視

・生徒との適切な距離感と学年団内の役割分担

・生徒一人一人とのふれあい

・誰かに（教職員）つながる人間関係

３）アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する手段】

・年間を通して計画的・継続的にアンケート調査を実施する。（ASSESS）
　（年間２回の教育相談前に実施予定）

・市教委からの「いじめアンケート」と本校独自の「いじめアンケート」を実施する。

・教育相談月間を設置し、生徒一人一人と個別の面談を実施する。

・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼する。

４）教職員のいじめ認知へのハードルを下げる

「いじめ」に対する認識を再確認する機会を設け、「いじめ」に対する認知のハードルを下げる。
　いじめは、いつでもどこでも起こる可能性のあるものであるという認識を共通理解し、担任や担当者が抱え込まない体制を構築する。

５　いじめへの早期対応

※　全体を見通した、スピード感のある対応

※　確実な事実確認、適切な指導、丁寧な保護者連絡、自立を促すアフターフォロー

※　自分だけで解決できると過信しない

１）情報のキャッチ

・５Ｗ「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ」１Ｈ（どのように）が時系列になるように、複数の教員で同時に確認する。

・双方から話を聴くときは慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理する。

２）指導部・管理職への報告

・どんなケースも事故報告書にあげ、緊急事態の意識をもち、報告・連絡・相談を行う。

・指導部へ報告を行う。

・管理職へ報告を行う。

・情報提供者に配慮する。

３）対応体制の確立

・校長（教頭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。

・事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にする。

４）確実な事実関係の把握

・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。

・被害者、加害者、関係者（傍観・観衆者）を個別に同時進行で事情聴取を行う。

・聞き取り中は、随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握する。

５）対応方針の決定

・被害者の安全や保護を最優先にし、その後の学校生活を保障する。

・目指すべき方向性をはっきりさせ、具体的な見通しを教職員の中で共有する。

・いつ、だれが、どのような対応をするのかを決定。全教職員に周知し、迅速に対応する。

６）確かな初動対応

・情報が本人、保護者からの提供の場合やケガ、破損などではっきりしている場合、即日対応する。

・即日、保護者に学校の動きと方向性を確実に伝達。可能な限り家庭訪問を実施する。（主任・担任）

７）被害者とその保護者に対して

・いじめの情報を把握したその日のうちに直接保護者に会い、把握した事実関係を途中でも迅速に伝える。

・最も信頼関係のある教職員が対応する。

・「最後まで絶対に守る」という被害者や保護者への意思表示を行う。

・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提案する。
・心のケアや登下校・休み時間などの見守りを継続して行う。
・解決後、保護者に経過等を定期的に報告する。（アフターケア）

８）加害者・保護者に対して

いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、今後の生活に前向きに取り組ませる意欲づくり

・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭する。
・被害者と認識の違いがあることをふまえて対応する。
・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減させる。
・保護者には事実関係を正確に伝るとともに、協力関係を構築する。
・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考させる。
・解決後もしばらくは保護者に経過の定期的な報告を行う。

９）観衆・傍観者に対して

いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導

・いじめは、観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導する。
・全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成する。

１０）PTA や保護者・地域との連携

生徒の幸せにつながる信頼関係を構築し、協力・連携し温かい目で見守る意識で

・必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携を強化する。また、情報交流、意見交流の場を設け、一層の連携を強化する。

１１）他機関との連携について

①札幌市教育委員会との連携

・いじめの事実を確認した場合は、教育委員会に連絡。連携を図り迅速に対応する。
・いじめが長期化している場合等は、対応について教育委員会と協議する。

②医療機関・児童相談所・主任児童委員などとの連携

・非行、養護、保健、障害など児童福祉が関係してくるケースについては様々な外部機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼する。
・他機関と継続的に連携しながら問題を解決する。

③警察署との連携

・犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応する。
・被害者救済、二次被害防止、再発防止を徹底する。

１２）いじめの解消

・いじめの解消とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が病んでいる状態が、少なくとも３か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、再発の可能性が十分にある得ることを踏まえ、当該生徒の日常的な観察を注意深く続ける。

・いじめ被害生徒が、心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。

・生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけでなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去などを経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

6　いじめの再発防止

・生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。

・いじめが、解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。
また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。

・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

7　重大事態への対処

・いじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

１）重大事態とは

【重大事態の抑え】

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは、不登校の事実発生から、そのことが理由であると思われる欠席数が 30 日を超えた場合とする。

生徒本人や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

２）重大事態発生時の対応

①重大事態発生の報告

学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

②調査主体の判断

教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた生徒または保護者の申し立てなどを踏まえ、学校と教育委員会とのどちらが主体になるかを判断する。

※詳細は、次ページ参照

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

重大事態の発生

①重大事態発生の報告
新琴似中学校
⇩
教育委員会
⇩
市長

②調査主体の判断（教育委員会）
・市教委が経緯や事案の特性等によって判断する。

B：市教委の附属機関による
（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

A：学校　＋　弁護士など

③調査の実施
〇質問紙
〇聴き取り
〇情報収集
〇その他

学校　教育委員会

④⑥調査結果の提供・報告
〇いじめ被害の児童生徒
〇保護者へ情報提供

〇被害者からの意見書があれば添付する

市長

⑤必要に応じた再調査の実施
〇市長が認める場合は、「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

⑦調査・再調査の結果の措置
〇市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

９　いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

	月	校内研修会、対策委員会、校種間連携等	児童生徒に対して （実態把握、特別活動等）	保護者に対して （PTA 活動、学校だより等）	地域社会に対して （健全育成推進会、町内会関係等）
一学期	4 5 6 7	・ 職員会議において、指導部の生徒指導年間計画を提示し、重点を明確にしていじめや不登校に対する共通理解を図る。 ・ 校内学びの支援委員会をひらき、前年度の不登校生との実態を確認、いじめや不登校に関する対応を確認する。 ・指導体制を見直し、教育相談係が中心的な役割を担って、不登校生徒への関わりを調整していく体制をとる。 ・ 学級経営案の交流。 ・ 生徒指導研修会の開催。(ASSESS の使い方や生徒の状況の交流)	・ 心の教室の開設。 ・ スクールカウンセラーによる相談活動。 ・ 相談支援パートナーの活用と不登校生徒への関わり。 ・ 一年を通し給食や清掃指導時、放課後活動の時間帯等を利用して生徒の実態を学年体制で把握。 ・ いじめ・スマホアンケートの実施 ・ 不登校生徒への年間計画の作成。 ・ ＡＳＳＥＳＳの実施。 ・ 年間を通し、全生徒と教育相談を実施。 ・ 全校集会　　・ １学期の反省。	・ 学級懇談会において担任の学級経営方針と学級の実態報告。 ・ 学校ＨＰ，学校だより、学年だより等を活用し学校の様子を報告。（月１回程度） ・ ＰＴＡ保護者集会において学校内外の生活について報告。 ・ 学期末三者懇談の実施。 ・体育大会の実施	・朝のあいさつ運動 ・いじめ基本方針の提示 ・HP へのアップ ・ 青少年健全育成推進会総会の開催。 ・春の新琴似神社祭巡視
二学期	8 9 10 11 12	・ 校内学びの支援委員会をひらき、1 学期からの変化を把握、今後の対応を検討。 ・ 生徒指導研修会の開催。 （特別な支援を要する生徒への支援のありかた） ・ 学期末に校内学びの支援委員会をひらき、不登校生徒の現状を交流、今後の対応を協議。 ・ 生徒指導研修会の開催（	・ 悩み調査の実施と分析・対応。 ・ 日常的な生徒への声かけ。 ・ 教育相談週間の設定。 ・ 不登校生徒への具体的な関わり。 ・ 2 学期の反省。 ・ ＡＳＳＥＳＳの実施。	・ ＰＴＡ会報の発行。 ・ ＰＴＡ保護者集会、学級懇談会において学年、学級の実態を報告。 ・ 学期末三者懇談の実施。	・朝のあいさつ運動 ・秋の新琴似神社祭巡視 ・新成祭への協力、 ・ 健全育成推進委員会（講演会）の開催。
三学期	1 2 3	・ 校内学びの支援委員会をひらき、卒業認定、進級認定に向けての対応を協議。 ・ 年度末反省により、今後の対応について検討。	・ 1 年間の反省。	・ ＰＴＡ保護者集会、学級懇談会において学年、学級の実態を報告。 ・ ＰＴＡ年度末反省。 ・ ＰＴＡ会報の発行。	・

組織的ないじめ対応の流れ

日常活動

【日常活動の充実】
○規範意識の向上
○授業での達成感・成就感
○道徳教育の充実
○コミュニケーション能力の育成

【いじめ情報の把握】
○いじめアンケートの実施（6 月・11 月）
○一言日記の活用　○ASSESS の活用
○教育相談の実施　○日常観察
○いじめ認知に関する教職員の共通理解

いじめ発生

対応の確認
○校内いじめ対策会議
○生徒指導委員会
校長・教頭・生徒指導部長・学年主任

○生徒指導研修会
○生徒情報の共有システムの利用
○学年会・校務部会

正確な事実確認

・いじめ行為は、その場で指導を行う。
・子ども、保護者、地域などからのいじめの苦情相談を受けた場合は、真摯に傾聴・周囲の生徒を含め関係生徒から速やかに聞き取り。
・同時刻、個別の聞き取りとその記録化
・管理職への報告

チーム作り・指導の方針の決定

○いじめ対策委員会の招集、役割分担。　○指導、支援の方針を決定。　○全教職員でいじめの事実の共通理解を図る。○教委、関係機関との連携

当該生徒への指導支援

○被害の子どもに寄り添い、心のケアに努める。安全確保のため、休み時間などの見守りを実施。
○加害の子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。

保護者との連携

○保護者と会って、事実関係をその日のうちに伝える。
○いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。

再発防止

○指導、支援体制に修正を加える。　○被害の子どもと保護者の了解を得て、再発防止のための学級指導・学年指導を行う。
○同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める。